

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独	
佐賀県私立学校施設整備補助金交付要綱	私立学校施設整備費補助	63,261	法務私学課	施設整備に対する支援を行うことにより、特色ある学習環境づくりを促進する。	私立学校の魅力づくりを促進することを目的とした施設整備(武道場建設、校内LAN整備等)に要する経費	学校法人		1/6等			○	
佐賀県私立学校設備整備事業費補助金交付要綱	私立学校施設設備整備費補助	18,431	法務私学課	設備整備に対する支援を行うことにより、特色ある学習環境づくりを促進する。	私立学校の魅力づくりを促進することを目的とした備品購入(ICT機器等)に要する経費	学校法人		1/6等			○	
佐賀県七色の島づくり事業費補助金交付要綱	地域づくり推進費	1,000	さが創生推進課	各島が持つ自然環境、資源、歴史、伝統等の特性を生かし、離島住民の参画と創意工夫による離島地域の自立的発展を促進する。	島留学生受入れのための、住宅改修に係る経費	唐津市		2/3			○	
移住促進のためのテレワーク拠点整備補助金交付要綱(仮称)	移住促進事業費	50,000	さが創生推進課	テレワーク移住者の受け皿となるテレワーク拠点の整備に係る費用を補助することで、県内のテレワーク拠点を増やし、移住前の仕事を続けながら地方に移住する「テレワーク移住」の促進を図る。	テレワーク移住者の受け皿となるテレワーク拠点の整備費(開設に要する改修費、設備費、運営費)	テレワーク移住者の受け皿となる拠点を整備する者		3/4	5,000千円		○	繰越
佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱	バス運行対策費補助	85,664	交通政策課	生活交通路線の運行を確保する。	主として生活路線を運行するバス車両の減価償却費及び金融費用(ワンステップ型車両又はノンステップ型車両又は小型車両)	バス事業者		1/2以内			○	
佐賀県松浦鉄道施設整備事業費補助金交付要綱	松浦鉄道施設整備費補助	28,283	交通政策課	松浦鉄道の安全運行の確保及び経営の自立化を図る。	松浦鉄道の施設整備に必要な経費	松浦鉄道(株)		定額			○	
佐賀県特定離島航路補助金交付要綱	離島航路運営費補助	10,363	交通政策課	本土と離島を結ぶ唯一の公共交通機関を確保する。	平成24年度以降に建造・購入する船舶に係る減価償却費(国庫補助相当額を除く)	唐津市 事業者		3/4以内			○	
佐賀県文化財保存事業補助金交付要綱	文化財整備費補助	165,613	文化課	県内に所在する国指定・選定文化財の保存及び活用のため、市町並びに市町以外の文化財所有者(管理団体含む。)が実施する文化財保存事業に対し補助を行う。	国指定等文化財の保存修理、史跡の買上げ等に係る経費。埋蔵文化財の発掘調査、出土遺物保存処理等に係る経費	市町 文化財所有者 (管理団体含む)		国庫補助控除残額の1/2以内等			○	
	文化財整備費補助	18,493	文化課	県内に所在する県指定・選定文化財の保存及び活用のため、市町並びに市町以外の文化財所有者(管理団体含む。)が実施する文化財保存事業に対し補助を行う。	県指定文化財の保存修理、史跡の買上げ等に係る経費。埋蔵文化財の緊急な発掘調査で、原因者が費用負担困難と認められる場合、その発掘調査に係る経費	市町 文化財所有者 (管理団体含む)		市町:1/2以内 所有者等:3/8以内			○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会競技施設整備費補助金交付要綱	SAGA2024開催事業費	885,701	SAGA2024施設調整課	佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の円滑な運営及び本県スポーツ環境の整備のため、両大会の競技実施会場となる市町有施設を対象として、施設整備に対する補助を行う。	1 一般競技施設 (1)国スポ施設基準を満たすために必要不可欠な改修 (2)中央競技団体の指摘に対応するための必要最小限の改修 (3)国スポ参加者の危険防止に必要不可欠な改修 (4)競技施設のユニバーサルデザイン化のための改修又は増築 上記(1)~(4)の整備に要する経費のうち、①設計費、②工事費、③その他知事が必要と認める経費 2 特殊競技施設 (1)特殊競技の仮設施設の整備に要する経費のうち、①設計費、②工事費(設営、撤去費も含む)、③中央競技団体の施設公認経費、④その他知事が必要と認める経費 (2)競技施設のユニバーサルデザイン化のための改修又は増築に要する経費のうち、①設計費、②工事費、③その他知事が必要と認める経費	市町		1:1/2以内 2:(1)/10以内 (2)1/2以内	1:100,000千円 2(1):知事が必要と認める額		○	
一般社団法人佐賀県観光連盟補助金交付要綱	観光連盟補助	15,000	観光課	佐賀空港が様々な利用者にとって魅力的で快適なものとなるよう、県内や筑後エリア等を含めた広域の観光情報を発信し、観光客の満足度向上を図る。	佐賀空港における観光情報発信スペースの設置に必要な経費。	一般社団法人佐賀県観光連盟		10/10	上限15,000千円		○	新規
佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱	地域安全活動推進事業費	7,367	くらしの安全安心課	犯罪の危険から子どもたちを守るため、「人の目」を補完する防犯カメラを設置する市町や団体を支援する。	防犯カメラ(録画装置、付属品を含む。)、防犯カメラの設置を示すプレートの購入及びこれらの設置に必要な経費	市町及び地区防犯協会		1/3以内	100千円/防犯カメラ1台当たり		○	
佐賀県産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金交付要綱	循環型社会推進事業費	40,000	循環型社会推進課	産業廃棄物の減量化、リサイクルの促進を図る。	廃棄物リサイクル施設等整備に必要な工事費、設備費、その他	産業廃棄物排出事業者等		1/2、2/3	10,000千円		○	
佐賀県リサイクル産業育成支援事業費補助金交付要綱	循環型社会推進事業費		循環型社会推進課	産業廃棄物の減量化、リサイクルの促進に寄与するリサイクル産業の育成を支援する。	リサイクル産業の実施に必要な建築費、建物付属設備費、機械装置費、車両及び運搬具購入費、工具器具、備品費、その他	リサイクル産業の規模拡大を行う事業者		1/2、2/3	10,000千円		○	
佐賀県産業廃棄物処理適正管理推進事業費補助金交付要綱	循環型社会推進事業費	6,000	循環型社会推進課	産業廃棄物処理施設の適正管理の推進を図る。	・廃棄物搭載車両計量設備の新規導入、移設、更新に要する経費 ・廃棄物搭載車両計量設備に付随する電算処理システム導入等に要する経費	中間処理業者、最終処分業者		1/2	3,000千円		○	
佐賀県産業廃棄物処分場周辺管理等事業費補助金交付要綱	循環型社会推進事業費	10,000	循環型社会推進課	佐賀県内における産業廃棄物処分場周辺の環境保全のため、当該処分場の設置者が行う産業廃棄物処分場周辺管理等事業に対して支援する。	・処分場周辺道路等の補修維持管理等に要する経費 ・安全施設(街路灯、カーブミラー等)整備に要する経費 ・処分場周辺の各種検査等に要する経費 ・その他産業廃棄物処分場の周辺管理等環境整備に資するものとして知事が認めた事業に要する経費	産業廃棄物処分場設置者(最終処分場、焼却施設)		2/3	2,000千円		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)推進事業費補助金交付要綱	地域共生ステーション(「宅老所・ぬくもいホーム」)推進事業費	8,000	福祉課	地域において高齢者、障害者、児童等誰もが自然に集い、介護や子育てなどのサービス、生活支援など、多様なサービスや活動で支え合い、さらには、協働するまちづくりの拠点ともなりうる場を、CSO(市民社会組織)をはじめとする多様な主体が創出する取組を支援することにより、地域福祉のセーフティネットの形成を図り、多様な福祉サービスの充実、さらには、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画の策定推進に資することを目的とする。	地域共生ステーションにおけるサービスの安定的・継続的な実施のための初年度の運営基礎づくりに必要な経費、民家等を改修するなど、地域共生ステーションとして整備するために必要な施設整備費(施設取得費及び整備上やむを得ないと認められる軽微な増築費を含む。)及び初年度設備費	市町	非営利法人、市町及び市町が適当と認める団体	市町が補助した額の1/2以内	・既存宅老所又は既存ぬくもいホームに交流サロンの新規開設 1,500千円 ・ぬくもいホームの新規開設(ただし、小学校区内にぬくもいホームがある場合は対象外) 2,000千円 ・ぬくもいホーム(交流サロン併設型)の新規開設 2,500千円		○	
避難行動要支援者広域避難支援事業費補助金交付要綱	避難行動要支援者広域避難支援事業費補助	26,450	福祉課	各市町の避難行動要支援者対策に基づく広域避難について、移動手段の確保のための車両整備や、福祉避難所等の整備を推進を図る。	・UPZ圏内市町に対し、ストレッチャー又は車いすのまま乗車可能な車両の購入経費 ・UPZ圏外市町に対し、多目的トイレへの改修やスロープ設置等のバリアフリー化整備に係る経費、及びシャワー設備、非常用電源等の整備に係る経費	市町		1/2	・車両購入費 4,000千円 ・福祉避難所整備 18,450千円		○	
佐賀県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業)補助金交付要綱	介護基盤緊急整備事業費	162,526	長寿社会課	高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。	(ハード事業) ・地域密着型サービス等の整備に必要な工事費等 ・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修に必要な工事費等 ・看取り環境の整備のための施設の改修費、備品購入費等	市町、社会福祉法人等	介護サービス事業者	定額	看取り環境の整備については1施設あたり3,500千円	○		
佐賀県地域介護・福祉空間整備等設備整備費補助金交付要綱	介護基盤緊急整備事業費	50,936	長寿社会課	高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、高齢者施設等における防災・減災対策を推進する。	・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備 ・高齢者施設等のブロック塀改修 ・高齢者施設等の給水設備整備 ・高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修	社会福祉法人等		3/4	多床室の個室化改修については、1床あたり978千円	○		繰越
佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱	重度障害者地域生活重点支援事業費補助	3,750	障害福祉課	在宅で生活する医療的ケアが必要な障害児(者)が、住み慣れた地域で、安心して生活するとともに、家族等介護者の一時休息を促進するため、医療型短期入所事業所等の受入れ環境整備等を支援する。	医療型短期入所事業所等での受入れに必要な人工呼吸器等の設備及び備品等の整備費	医療型短期入所事業所等		3/4	1,875千円		○	
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱	障害者福祉施設整備費補助	61,346	障害福祉課	社会福祉法人等が行う、障害福祉施設の整備に対し補助を行うことにより、障害福祉の充実を図る。	障害福祉サービス事業所や障害者支援施設の建物の新築費及び改修費	社会福祉法人等		3/4	新築の場合、施設の利用定員により異なる。	○		
佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金交付要綱	重度障害者地域生活重点支援事業費補助	12,500	障害福祉課	重度障害者が地域で生活できる住環境を整備し、もって在宅の重度障害者及びその家族の福祉向上を図る。	重度障害者グループホームや重度心身障害児向け児童発達支援・放課後等デイサービスを運営する法人に対して、利用者層が重度障害者であることで特に必要となる備品や設備を整備する場合に要する経費	重度障害者グループホーム及び重度心身障害児向け児童発達支援・放課後等デイサービス実施法人		10/10	2,500千円		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独	
佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱	地域生活支援事業費	113.724	障害福祉課	障害者が地域で生活するために必要な住まいの場であるグループホームの整備促進を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進する。	グループホーム新規開設に伴う施設整備に必要な経費	社会福祉法人等		3/4	新築24,600千円(+短期入所加算10,800千円) 大規模修繕等10,000千円	○		
災害拠点精神科病院整備事業補助金交付要綱(仮称)	心のケア推進事業費	1,516	障害福祉課	災害時においても精神疾患を有する患者の受け入れや、一時避難場所としての機能を有する災害拠点精神科病院を整備し、精神科医療を提供することができるように備える。	災害拠点精神科病院の指定要件を満たすための設備整備費用	肥前精神医療センター		2/3		○		新規
身体合併精神病床整備事業費補助金交付要綱(仮称)	精神科救急医療システム事業費	16,032	障害福祉課	身体疾患、精神疾患両方の治療が必要な者の受け入れ入院病床を整備し、身体合併症を持つ精神障害者に適切な医療を提供する。	精神科病棟の大部屋(4人部屋)1室を個室2室に改修する費用	佐賀大学医学部附属病院		1/2		○		新規
佐賀県障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱	障害者福祉施設整備費補助	300	障害福祉課	障害福祉の現場におけるロボット技術の導入を支援し、働きやすい職場環境の整備や安心・安全な障害福祉サービスの提供等の推進を図る。	介護ロボット等導入計画に基づき、介護ロボット等を導入する経費	社会福祉法人等		10/10	1機器につき300千円	○		
佐賀県へき地診療所設備整備費補助金交付要綱	へき地診療所施設設備整備費補助	3,024	医務課	へき地診療所設備整備事業を補助し、無医地区等において地域住民の医療の確保を図る	へき地診療所として必要な医療機器購入費	市町		1/2	1箇所当たり16,500千円	○		
佐賀県人工透析等対応医療機関自家発電設備事業補助金交付要綱	緊急時医療施設等施設設備整備費	72,690	医務課	人工透析、人工呼吸器を有する医療機関のうち、必要な電力量の確保が困難なものへの自家発電設備整備を支援し、停電時に必要な医療を提供できる体制の確保を図る。	自家発電設備の整備に必要な工事費又は工事請負費	人工透析等を有する医療機関		1/2			○	
佐賀県周産期医療施設設備整備事業費補助金交付要綱	周産期母子医療センター整備費	36,336	医務課	佐賀県における周産期医療の機能充実を図る	周産期医療施設として必要な医療機器等の備品購入費	国立病院機構 佐賀病院 国立大学法人 佐賀大学		2/3	21,316千円	○		

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独	
佐賀県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱	医療施設等施設設備整備費補助	54,299	医務課	有床の医療機関に対して、スプリンクラー等の防火設備の整備を支援し、安全な療養環境の構築を図る。	スプリンクラー等の整備に必要な工事費又は工事請負費	医療機関		定額	①スプリンクラー (1)通常型:基準額19.9千円×対象面積㎡ (2)水道連結型:基準額19.2千円×対象面積㎡ (3)パッケージ型自動消火設備:基準額23.2千円×対象面積㎡ (4)消防法施行令第32条適用設備:基準額22.6千円×対象面積㎡ ※(1)(2)に限り、消火ポンプユニット等を設置した場合、1施設当たり2,019千円加算 ②自動火災報知設備 1,050千円(1施設当たり) 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額	○		
佐賀県災害拠点病院設備整備補助金交付要綱	救急医療体制確保対策事業費	9,486	医務課	災害時の地域住民の医療を確保するため、県内の災害拠点病院にDMAT(災害時救急医療派遣チーム)を整備するため、必要な資機材について補助を行い体制を確保する。	DMAT派遣の際に必要な医療機器等の備品購入費	災害拠点病院		1/2、1/3		○		
佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱	医療対策費	15,000	医務課	将来増加が見込まれる在宅医療等の需要に対応するため、在宅診療を行う医療機関数を増やし、また、診療体制の強化を支援することで、慢性期医療の機能分化の促進を図る。	在宅診療を行うにあたって必要な高額なポータブル式医療機器の購入経費	医療機関		1/2	1,500千円(1医療機関あたり)	○		
佐賀県ICT医療連携推進設備整備費補助金交付要綱	地域医療情報化推進費	1,073	医務課	ICTを活用した医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図る。	新たに公開用(GW)サーバを設置しようとする医療機関にサーバ設置に係る経費	医療機関		1/2	1,073千円(1医療機関あたり)	○		
佐賀県ICT医療連携推進設備整備費補助金交付要綱	地域医療情報化推進費	15,000	医務課	ICTを活用した医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図る。	公開用(GW)サーバを設置している医療機関が開示情報の拡充を希望する場合に、開示情報拡充に必要な電子カルテシステムの改修費	医療機関		1/2	5,000千円(1医療機関あたり)	○		
佐賀県回復期機能病床整備費補助金交付要綱	医療施設等施設設備整備費補助	423,900	医務課	回復期機能を持つ病床の整備に必要な経費に対し補助を行うことで、県内において将来不足することが見込まれる回復期病床の整備促進を図る。	回復期機能を担うために必要な施設整備(工事費又は工事請負費)、設備整備費(医療機器等の備品購入費)	医療機関		1/2	・施設整備 新築・増改築:4,407.5千円×整備後の病床数 改修:3,406千円×整備後の病床数 ・設備整備 10,800千円/1カ所	○		

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県看護師等養成所施設整備費補助金交付要綱	看護師等養成所施設整備費補助	2,255	医務課	看護師等養成所の施設整備に要した経費に対し補助を行うことで、看護師等養成所の教育内容の向上並びに養成力の拡充を図る。	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	保健師助産師看護師法に基づき指定される保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所		1/2	基準面積×単価・基準面積 (1)新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡ イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17㎡ (2)増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3)改築の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (4)男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積・単価 鉄筋コンクリート:123,100円 等	○		
佐賀県へき地診療所設備整備費補助金交付要綱	国民健康保険へき地診療所施設設備整備費補助	5,147	国民健康保険課	離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療を確保するため、へき地に対する医療の推進に必要な医療施設の設備整備に助成を行い、もって地域住民の保健医療の向上を図る。	へき地診療所として必要な医療機器購入費	市町		1/2		○		
佐賀県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱	生活基盤施設耐震化等対策費	1,170,499	生活衛生課	地方公共団体等が行う水道施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。	水道施設等の耐震化等に要する経費	市町等(水道事業者)		1/3 1/4		○		
佐賀県子ども・子育て支援整備費補助金交付要綱	放課後児童クラブ整備費補助	20,672	子ども未来課	市町が実施する放課後児童クラブ施設の整備に対して補助を行うことにより、放課後児童の健全育成を図る。	放課後児童クラブ施設の施設整備に必要な工事費及び工事事務費	市町		1/6等	要綱に定める基準額		○	
佐賀県子ども・子育て支援整備費補助金交付要綱	病児・病後児保育施設整備費補助	2,688	子ども未来課	市町や社会福祉法人等が実施する病児・病後児保育施設の整備に対して補助を行うことにより、病児保育事業の推進を図る。	病児・病後児保育施設の施設整備に必要な工事費及び工事事務費	市町	社会福祉法人等	3/10等	要綱に定める基準額		○	
佐賀県認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱	保育所等緊急整備事業費	339,446	子ども未来課	認定こども園の新設や老朽化に伴う改築等を実施することで、子どもを安心して育てる環境整備を図る。	施設整備に必要な工事費等	市町	学校法人、社会福祉法人等	1/2	要綱に定める基準額	○		

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	放課後児童対策事業費	4,525	こども未来課	子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費を補助することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図る。 (新たな放課後児童クラブを実施するための既存施設の改修や必要な設備の整備を行う場合に係る経費への補助により、放課後児童の健全育成を図る。)	放課後児童クラブ環境整備事業に必要な経費	市町		1/3	要綱に定める基準額の1/3		○	
佐賀県児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱	児童養護施設等環境改善事業費	8,000	こども家庭課	ファミリーホームを新設する場合の建物の改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図る。	ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等に必要な経費	民間団体等		10/10	1施設当たり改修費補助8,000千円	○		
佐賀県児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金交付要綱	児童養護施設等環境改善事業費	8,000	こども家庭課	新型コロナウイルスへの感染により発生する要保護児童の保護及び児童養護施設等において発生した濃厚接触者の隔離体制の整備を行う。	児童養護施設等における感染防止を目的とした体制整備に必要な改修経費	民間団体等		10/10	1施設当たり改修費補助8,000千円	○		令和2年度補正で要求
佐賀県地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱	地域商業活性化対策事業費	9,500	産業政策課	新規出店者を空き店舗に誘致する事業や、地域が一体となって個性を活かしたまち並み景観形成を行う事業に対し、市町を通じて支援を行うことで地域商業の活性化を図る。	〔新規出店者誘致事業〕 改装費 〔チャレンジショップ設置事業〕 改装費 〔コミュニティ施設設置事業〕 改装費 〔まち並み景観形成事業〕 改装費	市町	市町、商業者グループ、商工会議所・商工会、まちづくり団体、商店街組合等	1/2以内	〔新規出店者誘致事業〕 500千円/店舗 〔チャレンジショップ設置事業〕 3,000千円/施設 〔コミュニティ施設設置事業〕 1,000千円/施設 〔まち並み景観形成事業〕 1,000千円/店舗		○	
佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金交付要綱	中小企業者等被害対策事業費	40,000	産業政策課	小規模事業者の安定した事業継続に必要な経費を補助する。	防災・減災に係る取組(設備投資)に要する経費	小規模事業者		2/3以内	1,000千円以内	○		
佐賀県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱	石油貯蔵施設立地対策交付金	27,287	ものづくり産業課	石油貯蔵施設の設置に伴って特に必要があると認められる公共用の施設を整備する。	道路、消防施設等施設整備費	市町		10/10		○		
佐賀県電源立地地域対策補助金交付要綱	水力発電施設等所在市町村交付金	19,796	ものづくり産業課	企業導入・産業活性化事業、福祉対策事業、公共用施設整備、地域活性化事業等の支援により電源地域の振興を図る。	企業導入・産業活性化事業、福祉対策事業、公共用施設整備、地域活性化事業等に必要な経費	市町		10/10		○		
佐賀県産業関連施設整備事業費補助金交付要綱	佐賀県産業関連施設整備事業費補助金	28,006	企業立地課	産業立地の促進を通じ、雇用機会の創出及び県民生活の安定を図る。	取付道路及び橋梁の新設改良、工業用水道の新設改良、下水路及び排水路の新設改良、光ケーブル整備	市町		1/2以内	1億円(ただし、開発規模5ha以上10ha未満5千万円、2ha以上5ha未満2千万円、2ha未満1千万円)、東工水を工業団地へ引き込む場合、光ケーブルを新たに整備する場合は限度額なし		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独	
佐賀県産業用地適地調査事業費補助金交付要綱	企業誘致環境整備事業費	6,000	企業立地課	市町が工業団地の造成を検討する際事前に実施する適地調査について、その委託費の一部を補助することにより製造業等を誘致するための受け皿整備を推進する。	市町が行う工場適地選定尾、若しくは事業実施の可否確認のための事前調査事業	市町		1/2以内	上限5,000千円		○	
佐賀県認定職業訓練施設及び設備費補助金交付要綱	認定職業訓練校設備整備費補助	29,989	産業人材課	職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練校に対して施設及び設備の設置又は整備を助成することにより、職業訓練業務を支援する。	認定職業訓練のための施設整備に要する経費	認定職業訓練実施事業者		2/3以内		○		
さが農村ビジネス支援事業費補助金交付要綱	さが農村ビジネス推進事業費	30,000	農政企画課	農家所得向上と農村地域の活性化を図るために、農産加工品の開発、農家レストラン、体験・観光農園、農家民宿等の地域の資源を活用した農村ビジネスの取組を支援する。	農産加工品の開発、農家レストラン、観光・体験農園、農家民宿等の農村ビジネスの取組に対する経費	農林漁業者等		1/2	5,000千円	○		
佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱	有害鳥獣対策費	1,922	生産者支援課	イノシシなどの有害鳥獣による農林作物の被害防止を図る。	市町等で構成する被害対策協議会が行う ①国庫事業に要望した箇所のうち国の予算枠で対応できなかった箇所の侵入防止柵やわなの整備 ②国庫事業の要件を満たさない電気柵の整備(離島に限りワイヤーメッシュ柵も可能)に必要な経費	市町等で構成する地域の有害鳥獣対策協議会		①1/2 ②1/3	②電気柵事業費65千円/台以内		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助 事業者への 補助率	県から補助事業者への補 助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独	
佐賀県鳥獣被害防止総合対策交付金 交付要綱	有害鳥獣対策費	116,475	生産者支援課	イノシシなどの有害鳥獣による農林作 物の被害防止を図る。	市町等で構成する被害対策協議会が 行う、箱わなや侵入防止柵、食肉処理 施設等の整備や、捕獲者育成、捕獲技 術の普及等に要する経費	市町等で構成 する地域の有 害鳥獣対策協 議会		推進事業 (1/2) ※鳥獣被 害対策実 施隊が中 心となる取 組や隊の 活動強化 の取組、新 規地区の 取組は定 額(上限事業 費の範囲 内) 整備事業 (1/2) ※侵入防 止柵の自 力施工を行 う場合に、 資材費相 当分の定 額補助(上 限事業費 の範囲内) が可能		○		
佐賀段階 米・麦・大豆競争力強化対策 事業費補助金交付要綱	佐賀段階 米・麦・大豆競争力強化対策事 業費	56,484	農産課	水田農業の担い手等及び産地の競争 力の強化を図る。	水田農業の担い手等及び産地の競争 力の強化に必要な機械・施設の整備に 必要な経費	市町	農業者が組織する 団体等	1/3等	補助対象メニュー毎に上 限事業費あり	○		
佐賀県強い農業・担い手づくり総合支 援交付金交付要綱	経営体育成総合対策事業費	6,869	農産課	人・農地プランに位置付けられた、地域 の中心経営体等が融資を受け、農業用 機械等を導入する際、融資残に対して 補助金を交付する。 経営規模が小規模・零細な地域におい て、意欲ある経営体が農業用機械等を 導入する際、補助金を交付する。	中心経営体等が行う営農確立・経営発 展に必要な機械・施設の導入に対する 経費	市町	地域の中心となる 経営体等	3/10以内 等	補助対象メニュー毎に上 限あり	○		
佐賀県産地生産基盤パワーアップ事業 費補助金交付要綱	園芸集団産地育成事業費	218,691	園芸課	園芸作物の安定的な生産・出荷体制の 確立を図るため、園芸産地の集出荷施 設の整備等を促進する。	集出荷施設の整備等に必要な経費	市町	農業者が組織する 団体等	1/2等		○		繰越

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
さが園芸生産888億円億円推進事業費補助金交付要綱	園芸農業総合対策事業費	1,196.553	園芸課	先進的経営の実現による所得向上や意欲ある新規就農者の確保・育成、産出額拡大につながる経営体・産地の育成などを推進し、園芸農業産出額の向上を図る。	所得向上に向けた収量・品質の向上や低コスト化、規模拡大など収益性の高い園芸農業の確立に必要な施設・機械等の整備に必要な経費	市町	農業者が組織する団体等	県:1/3以内 (ただし、中山間地域等の場合又は、環境制御型耐候性ハウス、いちご高設栽培システム、果樹根域栽培システム、新規就農に係る施設機械は1/2以内、国庫活用の環境制御型耐候性ハウスの場合、県7/10(新規就農者のみ))	1事業実施主体(1法人を含む)当たり3,000万円、農業者1人当たり1,200万円(ただし、新規就農者については3,000万円)	○	○	
自給飼料生産・利用拡大対策事業費補助金交付要綱	生産対策推進事業費	8.388	畜産課	安定的な畜産経営を行うため、飼料作物の生産拡大と飼料生産コストの低減を図る。	間接補助事業者が自給飼料の生産・利用拡大を図るために必要な自給飼料の栽培、収穫、調製、利用機械の整備に要する経費	市町	農業者が組織する団体、農協	1/3以内等	1事業実施主体あたり3,500千円等		○	
佐賀県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業交付金交付要綱	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費	76.710	畜産課	地域の畜産関係者が連携することで農家等の収益性を向上させる計画(畜産クラスター計画)に掲げた目標を達成するために、計画の中心的な役割を担う者が畜産経営等の施設整備に対し助成することにより、地域畜産の収益性の向上を図る。	増頭・増羽に必要な畜舎などの施設整備に必要な経費	市町	畜産クラスター協議会	1/2以内。 ただし、県産肥育素牛の生産拡大に取り組み場合であって、かつ、市町が1/10以上の補助を行う場合6/10以内。		○		
肥育素牛生産拡大施設等整備事業費補助金交付要綱	生産対策推進事業費	7.022	畜産課	繁殖農家の規模拡大等に必要な施設・機械等の整備に対し助成することにより、高品質な肥育素牛の生産を拡大し、佐賀牛のブランド力の向上を図る。	間接補助事業者が肥育素牛の生産拡大を図るために必要な繁殖牛舎等の整備に要する経費	市町	農業者が組織する団体、農協	1/3以内等	1頭あたり補助限度額 増頭対策 170,000円(税抜) 飼養環境改善対策 109,000円(税抜)		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等 含む	県単独	
佐賀県団体営農地防災事業補助金交付要綱	農村地域防災減災対策事業費	4,000	農山漁村課	農用地及び農業用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資する。	農地防災対策のための用排水施設等の整備に要する経費	市町		5/10等		○		
農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱	農地等災害復旧費	1,735,507	農山漁村課	暴風雨等異常な自然現象で被災した農地及び農業用施設の復旧を行うことにより、農業経営の安定を図る。	自然災害で被災した農地及び農業用施設の復旧工事に要する経費	市町		農地 5/10等 施設 6.5/10等		○		
佐賀県漁港関係事業費補助金交付要綱	市町営漁港施設ストックマネジメント事業費	73,050	農山漁村課	漁港施設の長寿命化、更新コストの平準化・縮減を行い、施設保全・延命化のための対策を図る。	機能保全計画策定、及びその保全工事に係る経費	市町		5/10等		○		
佐賀県漁港小規模事業費補助金交付要綱	市町営漁港小規模事業費補助	13,275	農山漁村課	漁港の機能の増進を図る。	市町村営漁港小規模事業費補助に要する経費	市町		1/4以内	1地区の工事費 下限:工事費3,000千円以上 上限:工事費10,000千円未満	○		
佐賀県漁港漁村活性化対策事業費補助金交付要綱	市町営漁港漁村活性化対策事業費	25,675	農山漁村課	漁港の効率的利用や漁業活動の軽労化、安全性向上などに資する施設を整備することで、漁港の機能向上や利用の円滑化、地域の活性化を図る。	市町村営漁港整備事業に要する経費	市町		6.5/10等		○		
佐賀県漁港関係事業費補助金交付要綱	市町営漁港整備事業費	258,300	農山漁村課	水産資源の持続的利用と安全で効率的な水産物供給体制の確保を図る。	計画事業費が1漁港につき3億円を超える市町村営漁港の整備に要する経費	市町		6.5/10等		○		
佐賀県漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱	市町営漁港海岸交付金事業費	64,800	農山漁村課	・漁港海岸施設の長寿命化、更新コストの平準化・縮減を行い、施設保全・延命化のための対策を図る。 ・高潮、浸水等から背後地の農地や住民の生命財産を守るため、危険箇所の堤防、護岸について早急な補強を行う。	機能診断、及び長寿命化計画策定、及び対策工事に要する経費	市町		5/10以内等		○		
佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金交付要綱	農業農村基盤整備交付金事業費	370,539	農地整備課	農業水利施設の長寿命化を図り有効活用するため、機能診断に基づくきめ細やかな対策について補助する。	機能保全計画策定、対策工事及び技術指導に係る経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○		
佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金交付要綱	農業水利施設ストックマネジメント事業費	83,550	農地整備課	農業水利施設の長寿命化を図り有効活用するため、機能診断に基づくきめ細やかな対策について補助する。	機能保全計画策定及び対策工事に要する経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○		
佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業費補助金交付要綱	農業水利施設ストックマネジメント事業費	8,000	農地整備課	土地改良施設の適正管理と農業用水の安定供給を図るため、基幹水利施設の緊急的な復旧・補修を行う。	基幹水利施設の事故、故障等の復旧、補修に必要な経費	市町、土地改良区		1/2		○		
佐賀県基盤整備促進事業補助金交付要綱	農業農村基盤整備交付金事業費	25,125	農地整備課	農業水利施設について、機能保全計画に基づく対策工事を行うことで施設の長寿命化を図る。	農業用排水施設の小規模な整備に要する経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○		

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県基盤整備促進事業補助金交付要綱	基盤整備促進事業費	366.898	農地整備課	農産物の需要動向に応じた営農形態が選択できる農地にするため、地域の実情に即したき細かい土地基盤の整備を行う。	区画整理、農業用排水施設、農作業道、暗渠排水等の整備に要する経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○		
佐賀県土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱	土地改良施設維持管理適正化事業費	18.600	農地整備課	土地改良事業で造成された各種施設の機能の保持と有効利用を図る。	農業水利施設等の整備補修に必要な経費	県土地改良事業団体連合会	土地改良区等	3/10			○	
佐賀県土地改良施設突発事故復旧事業補助金交付要綱	土地改良施設突発事故復旧事業費	7.350	農地整備課	農業水利施設の突発的な事故による農業や地域への被害の防止・軽減を図るため、迅速な復旧工事を実施する。	突発事故により機能が喪失・低下した施設の機能を回復させるための復旧工事に必要な経費	市町、土地改良区		7.1/10等		○		
佐賀県農村振興総合整備事業等補助金交付要綱	農業農村基盤整備交付金事業費	89.700	農地整備課	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施する。	農業集落道、農業集落排水施設等の整備に必要な経費	市町、土地改良区		6.5/10等		○		
佐賀県団体営農道整備事業(保全対策型)補助金交付要綱	農業農村基盤整備交付金事業費	52.000	農地整備課	既設の農道について、効率的な機能保全対策を実施するため、個別施設計画に基づき農道の保全対策を行う。	農道の舗装・修繕に必要な経費	市町		1/2		○		
佐賀県造林事業補助金交付要綱	造林事業費	186.119	林業課	県土の保全、水源かん養等の公益的機能の高度発揮と山村地域の振興、生活環境の向上を図る。	森林整備に要する経費	市町、林業事業者等	森林所有者	4/10		○		
佐賀県次代へつなぐ森林再生事業補助金交付要綱	間伐等森林整備促進対策事業費	16.100	林業課	地理的条件が悪い森林における搬出間伐や間伐しても良好な成長が見込めない森林において行う再造林、下刈等を支援することで、荒廃森林の拡大防止を図る。	荒廃した森林等の整備に要する経費	林業事業者等	森林所有者	定額(268千円等。造林事業等補助金を含む)			○	
佐賀県間伐等森林整備促進対策事業補助金交付要綱	間伐等森林整備促進対策事業費	17.360	林業課	搬出間伐及び間伐材の利用を推進し、県産木材の生産拡大を図る。	高性能林業機械導入に要する経費	市町	林業事業者等	定額(6/10以内)		○		
		3.060	林業課	搬出間伐及び間伐材の利用を推進し、県産木材の生産拡大を図る。	間伐材搬出路の補修に要する経費	市町、林業事業者等	市町、林業事業者等	定額(68%)			○	
佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱	森林病害虫防除事業費	926	林業課	資源として守る森林を森林病害虫から保護する。	森林病害虫の防除に要する経費	市町	市町	1/2			○	
	ふる郷の木づかいプロジェクト事業費	5,000	林業課	人工乾燥木材の共同生産の推進、天然乾燥木材の生産に対する支援を行う。	県内の製材業者が行う天然乾燥木材の生産に係る経費	木材協会	製材業者	1/2以内			○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業補助金交付要綱	ふる郷の木づかいプロジェクト事業費	6,000	林業課	県内において、高性能林業機械の活用を推進し、県産木材の生産を拡大するため、高性能林業機械のレンタルに対する支援を行う。	高性能林業機械について、事業者の賃借契約に要する経費に対し、佐賀県森林組合連合会が助成する経費及び助成手続き等に要する経費	佐賀県森林組合連合会	森林組合等	定額 (4/10又は10/10)			○	
	ふる郷の木づかいプロジェクト事業費	4,851	林業課	品質の整った県産木材(製材品)の安定供給を図るため、県産木材を製材・販売するのに必要な施設整備に対し支援する。	県内の製材業者が行う天然乾燥木材の生産に係る経費	佐賀県木材業者及び製材業者登録条例の登録者		1/3以内			○	
特用林産物生産基盤整備事業補助金交付要綱	特用林産産地振興推進事業費	720	林業課	特用林産物の生産に必要な施設等の整備及び販売促進普及促進等に対する支援を行う。	特用林産物の生産に必要な施設及び普及啓発に資する資材等の整備に要する経費	市町、種苗組合	森林組合、農業協同組合、生産者団体	1/3 (生産施設整備) 1/2 (モデル林整備及び普及啓発活動) 1/3 (苗畑施設整備)	・きのこ生産施設整備:1事業主体あたり500千円 ・特用林産物生産モデル林整備:1事業主体あたり1,000千円 ・特用林産物販売促進普及啓発活動:1事業主体あたり200千円		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業補助金交付要綱	ふる郷の木づかいプロジェクト事業費	15,000	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、木造住宅の新築費用の一部を支援し、民間住宅の木造化を推進する。	木造住宅の新築に要する経費	木材協会	個人(木造住宅施主)	定額	300千円/棟		○	
		10,000	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、リフォーム費用の一部を支援し、民間住宅や施設等の木質化を推進する。	木質化のリフォームに要する経費	木材協会	個人(住宅等の施主)	定額	200千円/棟		○	
		10,000	林業課	安全性が高く、景観に配慮した木塀の設置に対する補助を行う。	木塀の設置に係る経費	木材協会	個人(施設の施主)	1/2	500千円/mかつ3,000千円/箇所	○		
		1,500	林業課	佐賀県産木材地産地消の応援団が行う木造住宅の広報活動等を支援する。	佐賀県産木材地産地消の応援団活動費	木材協会	登録企業(大工・工務店等)	定額	150千円/社		○	
		4,591	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、自治会公民館等の公共的施設の木造化を支援する。	木造公共的施設の新築に要する経費	市町	自治会等	7.5%	2,500千円/棟		○	
		3,507	林業課	県産木材の利用拡大を図るため、公共施設等における木製品の導入を支援する。	公共施設等における木製品等の導入に要する経費	市町	市町、自治会等	1/2以内	7.5千円/セット		○	
佐賀県林道事業等補助金交付要綱	県単団体営林道事業費	8,428	森林整備課	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るための小規模な林道、作業道の整備を行う。	小規模な林道、作業道の整備に必要な工事費	市町 森林組合		4/10以内			○	
	森林基盤整備事業費	12,695	森林整備課	森林の有する多面的機能の維持・増進及び低コスト木材生産を図るための林業専用道等の整備を行う。	林業専用道等の整備に必要な経費	市町		7/10等		○		
農林水産業施設災害復旧事業補助金交付要綱	林道災害復旧費	302,155	森林整備課	豪雨及び台風等の自然現象により被害を受けた林道を早急に復旧することで林業経営の安定に寄与する。	林道施設被害の復旧に必要な工事費	市町		5/10等		○		
佐賀県道整備交付金交付要綱	森林基盤整備交付金事業費	39,200	森林整備課	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るための林道等の整備を行う。	地域再生計画の認定を受けた林道等の整備に必要な経費	市町		7/10等		○		
佐賀県農山漁村地域整備交付金交付要綱	森林基盤整備交付金事業費	54,661	森林整備課	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るための林道等の整備を行う。	農山漁村地域整備計画に基づく林道等の整備に必要な経費	市町		7/10等		○		
佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業費補助金交付要綱	沿岸漁業振興対策事業費	8,674	水産課	国の補助事業の対象にならない小規模な事業に対する補助により、沿岸漁業の振興を図る。	市町、漁協、漁連が漁業関連施設等の整備及び漁場環境等の改善を行う場合に要する経費	市町等	漁協等	1/3以内等	2,000千円		○	

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県漁業経営構造改善事業費補助金交付要綱	沿岸漁業振興対策事業費	866,243	水産課	漁業協同組合等が行う共同利用施設整備等に対する補助により、沿岸漁業の振興及び安定化を図る。	漁協等が行う共同利用施設整備等に要する経費	市町等	漁協等	65/100以内等		○		繰越
複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱	漁家経営改善支援事業費	5,500	水産課	複合経営の強化と拡大を図り、漁家経営の安定化を図る。	漁業者が複合経営等に取り組むための設備整備等、初期投資に必要な経費	市町	漁業者等	1/2	1件あたり チャレンジタイプ:1,000千円 ステップアップタイプ: 2,500千円		○	
新規就業者支援事業費補助金交付要綱	水産業改良普及事業費	8,800	水産課	新規漁業就業者の自立を支援する。	漁業研修を経て独立就業3年以内の漁業者が漁業に必要な漁具等の購入等に要する経費	佐賀県漁業就業者支援協議会	漁業者等	定額 1人あたり 1年目: 1,000千円 2年目:800千円 3年目:600千円			○	
①佐賀県農業集落排水事業補助金交付要綱 ②佐賀県低コスト型農業集落排水施設更新支援事業費補助金交付要綱 ③佐賀県団体営調査設計事業補助金交付要綱	農業農村基盤整備交付金事業費	94,510	下水道課	農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図る。	①農業集落排水施設(処理施設、管路施設、その他付帯施設等)整備に要する経費 ②既存の農業集落排水施設の機能診断調査及び「最適整備構想」の策定に要する経費 ③実施計画策定に必要な経費	市町		①③1/2 ②定額 機能診断 1施設 2,000千円 構想策定 1市町 1地区1,000千円+2,000千円 (上限8,000千円)		○		
佐賀県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	浄化槽整備事業費補助	42,841	下水道課	公共下水道等の整備が見込まれない地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質の保全に資する。	市町村が、浄化槽の設置者に対して、その一部を補助する場合における当該補助に要する経費	市町	設置者	1/3			○	
佐賀県浄化槽市町整備推進事業交付金交付要綱	浄化槽整備事業費補助	93,508	下水道課	高度処理型浄化槽の普及及び浄化槽市町整備推進事業を促進し、公共用水域の水質保全を図る。	前年度執行額に係る起債額(公費負担分)から交付税措置額を除いた額	市町		1/2			○	
佐賀県生活排水処理事業交付金交付要綱	下水道事業費補助	23,942	下水道課	持続可能な生活排水処理の効率的な管理・運営体制の構築を支援し、経営を安定させることで公共用水域の水質保全を図る。	①整備に対する支援:起債額(公費負担分)から交付税措置額を除いた額 ②検討に対する支援:当該年度事業費から国費を除いた額	市町		1/2			○	
佐賀県漁業集落環境整備事業費補助金交付要綱	水産基盤整備交付金事業費	23,077	下水道課	漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善を総合的に図る。	漁業集落環境整備事業に要する経費	市町		1/2		○		

施設整備等(いわゆるハード事業)用補助金

県の補助金交付要綱名	事項名	予算額 (単位:千円)	担当課	補助目的	補助対象経費	補助金交付先		県から補助事業者への補助率	県から補助事業者への補助限度額	財源		備考
						補助事業者	最終補助事業者			国庫等含む	県単独	
佐賀県耐震診断等事業費補助金交付要綱	住宅・建築物安全ストック形成事業費	117,685	建築住宅課	建築物や住宅等に対する耐震診断等の支援を行うことにより、建築物の地震に対する安全性の向上を促進する。	避難所、保育所、社会福祉施設等の建築物や住宅の所有者等に対する耐震診断、耐震改修等の補助等を行う市町に対し、その費用の一部	市町	民間の要緊急安全確認大規模建築物、避難所、保育所、社会福祉施設等の建築物や住宅の所有者等	市町の補助額等の1/4以内	耐震診断 住宅:17.5~25千円/戸 ※その他建築物は、面積等により異なる 耐震改修 住宅:250千円/戸 ※その他の建築物は、面積等により異なる		○	
地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例(がけ地近接等危険住宅移転事業)	住宅・建築物安全ストック形成事業費	1,055	建築住宅課	がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内に建っている危険住宅から安全な場所への移転を促進する。	①危険住宅の除去等に要する費用 ②危険住宅に代わる新たな住宅の建設又は購入(土地取得含む)のために金融機関等から融資を受けた当該借入金利子に相当する額の費用	市町	危険住宅の移転を行う者	市町の補助額等の1/4以内	①限度額:975千円/戸 ②限度額:4,210千円/戸 (住宅建設費:3,250千円/戸、土地取得費:960千円/戸)		○	
佐賀県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱	建設海岸管理費	11,816	河川砂防課	海岸保全施設や海岸域における自然・生活環境の保全を図る。	海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策に係る事業を行うために必要な委託料等	市町		8/10等		○		
佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金交付要綱	急傾斜地崩壊防止費	71,750	河川砂防課	急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護する。	急傾斜地崩壊防止事業の執行に必要な経費(事務費を除く)	市町		1/2	上限なし 下限600千円(事業費)		○	
佐賀県流域治水推進事業費補助金交付要綱	流域治水推進事業費	20,000	河川砂防課	河川流域全体の関係者が協働し、水害を軽減させる流域治水対策の構築を図る。	流域治水に関する調査に要する経費・浸水被害等の要因分析(内水解析等)による課題の定量的把握・流域治水対策の検討(既存施設活用の可能性検討含む。) ・対策実施後の効果検証 等	市町		1/2以内			○	新規